

安城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

個人登録の手引き

問い合わせ先

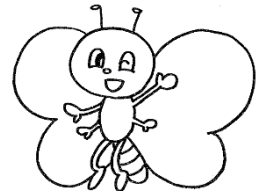
安城市社会福祉協議会ボランティアセンター

電 話 (0566) 77-2945

FAX (0566) 73-0437

Eメール syakyovola@city.anjo.aichi.jp

ボランティア相談日：毎週火から土曜日まで
午前9時～正午
午後1時～5時



ボランティアセンターとは？

ボランティア活動に参加したい方の相談、ボランティアの協力（派遣）を希望する方や機関との連絡調整をはじめ、ボランティア活動者の育成、福祉教育の推進、ボランティア活動の啓発などを行っています。

目次

I ボランティア登録について

- | | |
|--------------|------|
| 1 個人ボランティアとは | ・・・2 |
| 2 登録方法 | ・・・2 |
| 3 登録期間 | ・・・2 |
| 4 登録内容の変更 | ・・・2 |

II 支援内容について

- | | |
|-------------------|------|
| 1 ボランティア保険への加入 | ・・・2 |
| 2 ボランティアに関する情報の提供 | ・・・2 |
| 3 情報発信の支援 | ・・・3 |
| 4 ボランティア室の利用 | ・・・3 |
| 5 機材の使用・印刷用紙の支給 | ・・・3 |
| 6 助成金のご案内 | ・・・4 |
| 7 備品の貸し出し | ・・・4 |

III 資料

- | | |
|----------------|------|
| 1 ボランティア保険のご案内 | ・・・5 |
|----------------|------|

I ボランティア登録について

個人でボランティア活動を行っている方、またはこれから活動したい、活動するために情報が欲しいと思っている方は、ボランティアセンターに個人ボランティアとして登録できます。登録することにより、支援の対象となります。

1 個人ボランティアとは

団体等に所属せず、個人が社会的に支えあうために無償で自発的に行う活動です。個人の自己研鑽のための学習活動は、ボランティア活動とはみなしません。

2 登録方法

ボランティアセンターに「個人登録申請書」をご提出ください。個人登録申請書は、安城市社協ホームページからダウンロードできます。

3 登録期間

登録期間は、申請日からその年度の3月31日までです。

次年度以降の登録については、3月上旬に登録更新の案内を送りますので、年度末までに書類をご提出ください。

※更新手続きが行われなかった場合は、自動的に登録を取り消します。

4 登録内容の変更

個人登録申請書の内容に変更があった場合は、随時ご連絡ください。連絡がない場合は、ボランティア保険で補償されない可能性があります。

II 支援内容について

1 ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険への加入をおすすめしています。5ページの「ボランティア保険のご案内」をご参照ください。

2 ボランティアに関する情報の提供

登録ボランティアのうち希望される方には、募集中のボランティア活動やボランティアに関する研修・イベントの情報等を随時お送りします。新しい活動の開拓や、ボランティアに関する勉強にお役立てください。

3 情報発信の支援

社会福祉会館2階の「ボランティア情報コーナー」にある掲示板やラックを利用できます。活動やイベントのPRなどにお使いください。

※ 掲示物は、掲載者名と連絡先を記載し、ボランティアセンターに提出ください。

※ 掲示期間は最長3か月とし、期間を過ぎたものは処分します。

4 ボランティア室の利用

社会福祉会館及び下記の福祉センターのボランティア室を無料で利用できます。
なお、ボランティア室は共有で使用する部屋のため占有、予約はできません。

《利用方法》

- ① 利用が重なる場合があるため、事前に利用施設へ状況の確認をおすすめします。
- ② 利用の際は、窓口へお声掛けください。

施設名	住 所	電話番号	開館時間
社会福祉会館	赤松町大北 78-4	77-2945	(火～土曜) 9:00～17:00
桜井福祉センター	桜井町新田 20	99-7365	(火～土曜) 9:00～21:00
北部福祉センター	東栄町 6-9	97-5000	
西部福祉センター	福釜町西天 12	72-6616	(日曜・祝日) 9:00～17:00
作野福祉センター	篠目町ニタ又 27-1	72-7570	

※ 総合・中部・安祥福祉センター、明祥プラザにはボランティア室はありません。
安祥福祉センターは、1階相談室をボランティア室として利用できます。利用する場合は窓口にお声かけください。

5 印刷機材の使用・印刷用紙の支給

ボランティア活動で必要な印刷物は、社会福祉会館及び各福祉センターのコピー機と印刷機を使用できます。印刷物が大量になる場合は、社会福祉会館をご利用ください。社会福祉会館では、下記の機材が利用できます。

機 材	利 用 料 金
大型プリンター	A1 サイズ 300 円／枚
ラミネーター	A4 サイズ 10 円／枚、 A3 サイズ 20 円／枚
製本機	製本の厚さの計が 10 cm 以内の場合 1 冊 100 円 10cm 以上の場合 5cm 毎に 50 円加算
パソコン・紙折り機 丁合機・裁断機 電動ホッチキス機	無料

場 所	コピー機	印刷機	用紙の支給※ カラー紙(チラシ用)
社会福社会館	無 料		
総合福祉センター(団体共用室)	社会福社会館をご利用ください		
桜井・北部・西部・作野・中部 安祥福祉センター・明祥プラザ	用紙持参の 場合は無料	用紙持参の 場合は無料	×

※用紙の支給はカラー紙のみ、利用目的はチラシ用に限りです。

6 助成金の案内

(1) 研修参加費助成金

ボランティアセンターに登録した活動内容に直結し、技術や知識の向上が期待できる講習会、研修会等の経費を1人につき年間20,000円まで助成します。

(2) 被災地ボランティア活動給付金

災害が発生した地域で安城市民が行う災害救援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動の費用に対して給付します。安城市民のみ利用できます。

7 備品の貸し出し

《 ボランティアセンター備品一覧 》

車いす(福祉活動用)	段差モデル	アイマスク
高齢者疑似体験セット	イヤーマフ	点字板
名札	聴覚障がい者用磁気ループ	ノートパソコン
プロジェクター	スクリーン	延長コード
アンプセット	拡声器	テント
ハソリ※ガスボンベは除く	メッシュベスト(ボランティアロゴ)	ウィンドブレーカー(ボランティアロゴ)
腕章	着ぐるみ(サンタ・トナカイ)	缶バッジメーカー
コーン	折り畳みベンチ	折り畳み椅子
折り畳み机		

令和3年度ボランティア保険のご案内

※このご案内は令和3年2月現在の内容になっていますので、変更になる場合があります。
ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険があります。安心して活動を行えるよう、自分に必要な保険を選択し、加入することをおすすめします。

ボランティア 活動保険

ボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。

- ・事前にボランティアセンターへ届け出た活動が対象です。
- ・通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの往復途上の事故を含みます。
- ・天災タイプにご加入の場合、地震などの天災によるケガも補償します。

プラン		掛け金	補償内容				
			傷害				賠償
			死亡・ 後遺障害	入院 (日額)	手術	通院 (日額)	対物・対人 人格権侵害
A	基本	250 円	620 万円	4,400 円	入院中の手術 は入院日額の 10 倍、それ以 外は 5 倍	2,800 円	5 億円 免責なし
	天災	400 円					
B	基本	300 円	840 万円	5,400 円		3,200 円	
	天災	500 円					
補償 充実	基本	500 円	1,230 万円	8,400 円	5,800 円		
	天災	800 円					

※基本から天災へ変更する場合は、差額の支払いで変更できます。

ボランティア 行事用保険

福祉やボランティアなどを目的とする団体等が主催する行事に参加中に、行事参加者が偶然な事故でケガをした場合、行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。

- ・日帰・宿泊・行事内容により掛け金が異なり、日帰行事は1日20人以上の掛金から加入できます。
- ・日帰行事は、主催者側が参加者を名簿で把握できている活動が対象です。（現地集合行事を除く）
- ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体障害を被った場合も補償します。
- ・行事用保険の手続きは、原則行事開催日の2週間前までに完了してください。

プラン	掛け金	補償内容					
		傷害補償				賠償責任補償	
		死亡・後遺障害	入院（日額）	手術	通院（日額）	対人	対物
日帰	1日1人 30 円～	370 万円	3,500 円	入院中の手術は入院日額の10倍、それ以外は5倍	2,200 円	1名1事故 2億円	1事故 1,000 万円
現地集合							
宿泊							

その他 の保険

福祉ふれあい活動総合補償…在宅福祉、移送サービス等を行う団体向け損害保険です。
安城市ふれあい補償制度…安城市民対象の市民活動、ボランティアに関する制度です。

活動中に事故が起きた場合や、保険に関するお問い合わせは・・・
安城市社会福祉協議会ボランティアセンター（TEL 77-2945）

(*) 印の用語については、「用語のご説明」(11～12ページ)をご参照ください。

2015年10月1日 以降始期契約用 ボランティア活動保険を ご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明	この書面ではボランティア活動保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。 ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款(*)・特約(*)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。 申込人(*)と記名被保険者(*)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。 ※加入申込書(*)への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。
契約概要のご説明	ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。 この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款(*)・特約(*)でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
ボランティア活動保険	ボランティア活動保険普通保険約款
	①賠償責任条項 ⇒ 賠償責任補償
	②傷害条項 ⇒ 傷害補償
	+
	③ボランティア活動保険追加特約
	④細菌性食中毒およびウィルス性食中毒補償特約
	⑤人格権侵害補償特約
	⑥特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
	⑦特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約
	⑧特定非営利活動法人補償特約
	⑨天災危険補償特約（天災コースのみ）
	⑩熱中症危険補償特約
	⑪後遺障害等級第1～7級限定補償特約
⑫第三者加害行為等による傷害倍額支払特約（天災コースのみ）	

(2) 補償内容

■被保険者

補償項目の種類	被保険者(*)
賠償責任補償	①ボランティア(*) ②上記①の監督義務者およびボランティアが所属するNPO法人(特定非営利活動法人促進法に基づく)
傷害補償	ボランティア

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

1ページ「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金

3～4ページ「お支払いする保険金」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

3～4ページ「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) 対象となる保険契約者

この保険契約にて申込人となるのは、ボランティア活動推進法人(*)のみです。「ボランティア活動推進法人」の定義については、「用語のご説明」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(5) 保険期間

この保険の保険期間(*)は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「ボランティア活動保険のご案内」表紙または加入申込書の「補償期間」欄にてご確認ください。

(6) 引受条件

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 保険料

保険料(*)は、保険金額(*)等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「ボランティア活動保険のご案内」2ページまたは加入申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

14ページ「加入手続」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険には、ご加入の脱退(解約)に際しての解約返れい金はありません。「注意喚起情報のご説明」の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。